

令和7年余市町議会第3回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時06分

○招 集 年 月 日

令和7年4月21日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和7年4月21日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	中 井 寿 夫
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	10番	伊 藤 正 明
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	阿 部 弘 亨
福 祉 課 長	大 森 直 也
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	枝 村 潤
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	荒 井 拓之介
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	後 藤 将 人
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	中 島 豊
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 余市町税条例の一部
を改正する条例案
- 第 4 議案第 2 号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 3 号 余市町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 4 号 余市町農業振興協
会条例の一部を改正する条例案
- 第 7 推薦第 1 号 余市町農業振興協
会委員の推薦について

開 会 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和7年余市町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案4件、推薦1件、他に議長の諸般報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号5番、内海議員、議席番号6番、庄議員、議席番号7番、中井議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 令和7年余市町議会第3回臨時会開催に当たり、18日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私から報告を申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案4件、推薦1件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告を申し上げます。

日程第3、議案第1号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましてはそれぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第4号 余市町農業振興協会条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、推薦第1号 余市町農業振興協会委員の推薦についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

今期臨時会は、地方自治法第121条第１項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第３条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の２第３項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第３、議案第１号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第４、議案第２号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上２件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第３及び日程第４を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（成田文明君） ただいま上程されました議案第１号 余市町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和７年総務省令第30号）が令和７年３月31日にそれぞれ公布され、原則として同年４月１日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税につきましては、令和８年度分より給与所得控除の最低保障額を現行55万円から65万円に引き上げ、特定扶養控除の年収要件を現行の103万円から150万円に引き上げ、さらに150万円を超えても段階的に縮小し、控除する改正でございます。

次に、固定資産税につきましては、法律改正に合わせた項ずれ等、所要の改正でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第１号 余市町税条例の一部を改正する条例案。

余市町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和７年４月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町税条例の一部を改正する条例。

余市町税条例（昭和37年余市町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は」の次に「、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をと

るとともに、公示事項が記載された書面」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）

（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年

額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同

項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこを併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和8年1月1日

（2） 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定
令和8年4月1日

（3） 第18条及び第18条の3の改正規定並び

に次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律
(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の余市町税条例
(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前
条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示
送達について適用し、同日前にした公示送達につ
いては、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1
項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の
個人の町民税について適用し、令和7年度分まで
の個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書
の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適
用については、同項ただし書中「特定親族特別控
除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特
定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び
第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の
合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)
に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族
特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附
則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1
号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新
条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与に
ついて提出する新条例第36条の3の2第1項及び
第3項の規定による申告書について適用し、1号
施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正
前の余市町税条例(以下「旧条例」という。)第
36条の2第1項ただし書に規定する給与について
提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項
の規定による申告書については、なお従前の例に
よる。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1
号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和

40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公
的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受ける
ものを除く。以下この項において「公的年金等」
という。)について提出する新条例第36条の3の
3第1項の規定による申告書について適用し、1
号施行日前に支払を受けるべき公的年金等につ
いて提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定に
よる申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部
分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税につ
いて適用し、令和6年度分までの固定資産税につ
いては、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限
る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自
動車税の種別割について適用し、令和6年度分ま
での軽自動車税の種別割については、なお従前の
例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条
第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は
課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第
16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをい
う。次項において同じ。)に係る町たばこ税につ
いては、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの
間に、余市町税条例第92条の2第1項の売渡し又
は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた
加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造た
ばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条
の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造た
ばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 余市町税条例第94条第3項の規定によ
り換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の
2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号にお
いて同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造た

ばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、一括上程されております議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例の一部を改正する条例についても所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年4月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和41年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第18項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） よろしくお願ひします。まず、特定親族特別控除というのが付け加えられたのですが、これ加えられた経緯をお示しいただきたいと。

それと、子供の給与収入についてだと思ふのですけれども、123万円から188万円までだと思ふのですが、これちょっと細かく5万円刻みになっていると、これどうやって周知させるかというのをお聞きしたいと。

次に、第16条の2なのですけれども、加熱式たばこに関わるたばこ税についてなのですけれど

も、今回この条例改正は実質増税なのかなと思っていますが、実際そこのご説明いただきたいというのと、あとこの改正の目的は何かというのもお示しいただきたい。よろしくお願いします。

○税務課長（成田文明君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと存じます。

まず、1点目の特定親族扶養控除の関係でございます。こちらにつきましては、働き方改革でありますとか様々な社会情勢の変化がございますが、いわゆる特定親族につきましては一般的なお話でいいですと大学生世代に当たります。これら生徒たちが収入を得たい、働きたい、その働きたい一方で扶養なされているご両親が税法上の控除を受けられない、その部分を是正するために今回法律の改正がなされたというふうに存じ上げております。

2点目の子供の給与収入、周知方法です。こちらにつきましては、町のホームページで税情報を公開しておりますので、そこでの周知、あとは納税される方に納税通知書を交付しておりますので、その中でもうたていきたいというふうに考えてございます。

3点目の町たばこ税の加熱式たばこに関する税条例の改正に伴う増税かという部分と目的という部分でございます。たばこ税、結果的には結論から申し上げますと増税につながるものというふうに理解してございます。目的につきましては、加熱式たばこは近年紙巻きたばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず紙巻きたばこよりも税負担水準が低くて課税の公平性を欠いているとの判断の下、国たばこ税においてもこの点を踏まえて課税の適正化の観点から税負担差を解消するための課税方式の見直しが行われたものでございます。これによりまして地方たばこ税においても同様の見直しを行おうとするものでございます

ので、ご理解を賜りたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） まず、加えた経緯について是正ということで分かりました。これ年間所得と給与所得分かれていると思うのですけれども、それぞれ何万円以下になるのかお聞きしたいのと、周知、ホームページと送付というふうになったのですが、これ非常に細かくて分かりづらい、それも加味した上で分かりやすく周知していただきたいと思います。この48万円以下と103万円以下については、聞きたいのですけれども、どうやって周知させるかは答弁結構です。

今、たばこなのですけれども、公平性という1点をお聞きしたのですけれども、今回たばこ税の見直しというのは政府と財務省が調べたら喫煙による健康被害に対する外部不経済の内部化や歳入の安定的確保の観点から見直すと言っています。これちょっとお聞きしたいのですけれども、この外部不経済の内部化というものについてお聞きしたいのがまず追加の1問です。

それで、参議院の調査資料をたばこ税等の増税をめぐる経緯というところちょっと見たのですけれども、これにしっかり防衛費と書いているのです。つまりたばこ税を上げて防衛費に回すということが明確に書かれています。しかしながら、つまりたばこ1本につき弾1発みたいなものだと思うのですけれども、そこら辺確認したいのですけれども、お答えください。

○税務課長（成田文明君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問でございます。

周知の仕方、分かりづらいので、分かりやすいような方法でということであったかと存じます。そこにつきましては、金額幾ら、それに対して控除額幾らというような可能な限り分かりやすい方法での周知をしていきたいというふうに考えてございます。

あと、たばこ税に関するご質問がございました。これは、防衛費云々というお話がございましたが、

我々地方税法の改正によって税条例のほうも改正させていただきたいというふうに考えてございすので、国の目的にかかわらず法改正に沿った条例改正をしてまいりたいというふうに考えてございす。

○13番（ジャストミートあたる君） 説明になっていないと思うのですけれども、つまり国から来たからそのまんま載せていますよ、説明はできませんよというふうに僕は取ったのですけれども、政府と財務省が言っているのは外部不経済の内部化、これどういうことか聞いたのですけれども、答弁漏れだと思うのですけれども、これについて答えていないと思いますけれども、いかがでしょう。答弁漏れだと思うのですけれども、どういうことかという質問だったのですけれども、答弁漏れだと思います。

○税務課長（成田文明君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと存じます。

まずもって、答弁漏れがございました。申し訳ございませんでした。外部不経済の内部化に関する再度のご質問でございますが、国から具体的な内容等々は示されているわけではございませんので、本町のレベルでは判断できないという部分かと存じます。

（何事か声あり）

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

質疑3回終わっていますので、これ以上の質疑は認められませんので、ご理解ください。

○2番（尾森加奈恵君） 3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目なのですけれども、新たに設けられた特定親族特別控除額を適用した場合、本町の住民税収入にどのような影響があるのか、どのように見込んでいるのかお伺いします。

2点目ですが、この特定親族特別控除額は前年

の合計所得金額が85万円以下となっていますが、この判定に当たってどのような手続ですとか、証明を求めるのかお伺いします。

そして、3点目なのですが、新しい公示送達、恐らくこれはパソコンのようなもので情報が見られます、役場に設置したパソコンで見れますというような内容だと思うのですけれども、この仕組みの周知をどのようにするのかお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○税務課長（成田文明君） 2番、尾森議員のご質問に答弁させていただきたいと存じます。

1点目の特定親族特別控除の住民税への影響についてのご質問でございます。こちらの控除の変更といいますか、導入は直近の令和7年度課税分ではなくて令和8年度課税分からの適用になりますので、影響額につきましては令和7年度は秋ぐらいまでに推計させていただいて令和8年度の歳入予算の要求に用いていきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の所得85万円以下の手続といいますか、証明といいますか、その関係でございますが、例えば給与でございましたら給与支払い報告書というものが各給与支払い者から報告が町に対してございますので、そういった意味では手続が不要なケースが多いかと存じます。一方で、まれなケースとして自営業とか、そういった部分につきましては法令にのっとり確定申告でありますとか、確定申告に至らない場合につきましては町道民税の申告、このような手続が必要になってくるかというふうに考えているところでございます。

3点目の公示送達の新しい仕組みに関する周知でございます。現在は掲示板、いわゆるアナログで公示送達をさせていただいているところでございます。今後電子化、パソコン等々を用いた方法、今回法改正させていただきたいところではございますが、現状掲示板方式、当面は続けていきたいというふうに考えてございますので、そういった

意味では実際に運用する前にどのような周知の方法がいいのか内部で検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番（尾森加奈恵君） 答弁いただきまして、1点目の影響額については令和7年の秋までに推計されるということで承知しました。

2点目についても給与報告書ですとか、確定申告などで確認をされるということで承知しました。

3点目については、今後も掲示板も続けていかれるということなのですが、新しい公示送達で情報を得る場合パスワードなどは必要になるのかなど、この辺りがちょっと分かりにくいので、もう一度パスワードなどが必要なのかですとか、どのような情報をどう見られるのかというのを町民に伝えていく必要があると思うのですが、周知方法についてもこれから検討するということではあるのですが、誰でもすぐに見られるのか、パスワードなどが必要なのか、例えばマイナンバーカードが必要なのかですとか、何か決まっていることがあればお答えできる範囲でよろしいので、お願いします。

○税務課長（成田文明君） 2番、尾森議員の再度のご質問でございます。

公示送達に関する再度の質問でございますが、公示送達する内容が個人情報を多く含んでおりますので、運用する際には議員ご指摘のとおりパスワードですとか、そういった何らかのセキュリティーに関して配慮した取組をしていかなければならないかというふうに想定はしてございます。先ほどの答弁と重複する点がございしますが、実際に運用する際にしっかりと検討してまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号 余市町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（枝村 潤君） ただいま上程されました議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、余市町国民健康保険税条例につきまして関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、基礎賦課分の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金賦課分の限度額を24万円から26万円に引き上げる改正でございます。また、軽減措置に係る軽減判定所得の基準について、5割軽減の算定における被保険者の数に乘すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の算定における被保険者の数に乘すべき金額を54万5,000円から56万円に引き上げることに改正されたことから、余市町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年4月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 大きく分けて2つ伺います。

まず、1つ目は、軽減の幅が広がるということでございましたので、今回7割は動かさないで2割の部分と5割の部分が動くという説明でござい

ました。それで、前回と比べたときに、まず5割軽減に該当する世帯はどれだけ増えるのか、そして2割軽減の世帯はどのように数字が動くのか、さらには今まで2割軽減だったのだけれども、今度から新たに5割軽減に移行する見通しの世帯というのはおおむね何世帯ぐらいあるのかというのを答えいただきたい、これがまず1つ目。

2つ目ですが、2割についても5割に該当する方についてもそうでない方もそうなのですがけれども、結局税と社会保障の一体改革という考え方でいけば、当然国保に入っている人もそうですし、いわゆる社会保険に入っている人もこれでお金を納付することによって被保険者となり、要は医療保険を適用してもらえるわけです、医療機関などにかかった場合。では、2割軽減にぎりぎり該当する方と5割軽減にぎりぎり該当する方と社会保険に、協会けんぽでいいのですけれども、加入している方の所得が同額であった場合の乖離率はどうになっていますでしょうか。今回の改正によってその乖離が縮小するのでしょうか、変わらないのでしょうか。目安とすれば、年収ガイドというサイトで見ると、余市町の24年度、昨年の平均年収というのは309万円だったそうなのです。昔から比べたら随分増えていますがけれども、そのベースで、なおかついわゆるモデルケースというやつ、家族が4人おられて、世帯主がいて配偶者がいて、どちらも40歳越えて介護保険も払っていると、そして小学生以上の子供が合わせて2人いる、計4人家族、この場合2割軽減になるはずなのですがけれども、北海道協会けんぽの標準報酬月額で比較した場合の差、保険税並びに保険料の負担の差というのはどのぐらいになるのでしょうか、お答えください。

○保険課長（枝村 潤君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、軽減判定所得の引上げの部分の対象世帯数でございますが、このたびの改正によりまして

5割軽減の部分については14世帯が増加する見込みでございます。この部分については、2月末時点の所得によって試算したものでございます。2割軽減につきましては、このたびの改正によりまして3世帯が減となる見込みでございます。

また、2点目の社会保険との乖離率でございますが、国におきます社会保険の適用拡大などの方針がございますし、この中でこのたびの改正に伴って社会保険との例を申し上げますと、協会けんぽということでございましたが、その部分との保険料率、税率についての比較についてはこちらのほうでは把握してございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○14番（大物 翔君） 世帯の異動については、承知いたしました。

保険料と保険税の比較計算の話だったのですが、国民健康保険は国民健康保険で、いわゆる社会保険は社会保険でということなのですが、ずっと昔からこの乖離については様々な場面で申し上げてきた次第でございます。どう計算してもやっぱり国保加入者のほうが税負担多くなってしまいうのです。さっき言ったモデルケースと309万円の平均値で計算すると、軽減前でいうとこの方国保税でいくと大体42万円ぐらいになるのです。軽減かかったら、大体38万円になるのです。同額の人を報酬月額で見えていくと、この方の保険料というものが月額で2万7,000円ちょっとなのです。これを掛けること12か月いたしますと大体32万5,000円ぐらい、この段階で既に国保加入者のほうが負わなければいけない負担が大きい、なおかつ国保加入者の場合は厚生年金がございません。だから、社会保険料というものは、要するに介護保険分と健康保険分と厚生年金の3本セットで合計額幾らですと天引きされるわけなのです、折半かかった上でですけれども。だから、結局軽減かかっていようがかかってまいが国保の加入者が頑張って満度に払ったところで、プラス国民

年金をまた払わなければならないと、当たり前ですけれども。国民年金と国保税を払った総額と社会保険料ということで社会保険に入っていて払った人の額を比べてもやっぱり国保の人のほうが負担が大きいのです。なおかつ、社会保険のほうに入っている方は、基礎年金プラス厚生年金という形で取られているものですから、65歳になったときにいただける年金額が全然違ってくるのです。そうすると、国保加入者というのは、結局のところ重たい負担を負って払った上で、なおかつそれでも将来の分を考えた場合に自分で国民年金基金に加入するか、もしくはiDeCoみたいな制度を使って自分でさらに負担を負ってリスクを取って積み立てていかないと社会保険加入者と同等額の年金受給とはいかないという不均衡をずっと抱えているのです。だから、実は私、制度の置き換えだから、どうしようもない部分は分かった上で言うのですけれども、ちょっとこれだけでは軽減足りないのだ、本当はという部分なのです。だから、そういった部分への手当てというのを、税率を今動かすということではできないにしてもやっぱり考えていかざるを得ないのではないのかと考えるのですが、担当としてはどう考えていますか。

○保険課長（枝村 潤君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

加入者の負担の軽減の部分でございますが、このたび提案させていただいております改正につきましては根拠法令の改正によります改正でありまして、今後令和12年をめどとしまして北海道統一保険料の部分で整理、検討させていただいているところでございます。国民健康保険のそういった構造的な部分、問題については、これからも持続可能な制度となるような考え方が国において議論されるものと考えておりますので、本町におきましては法令に準じた限度額の設定や軽減判定所得の引上げ等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第4号 余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（北島貴光君） ただいま上程されました議案第4号 余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案いたします条例案につきましては、余市町農業振興協議会委員の推薦団体であります北海道農業共済組合みなみ統括センター後志支所が北海道農業共済組合の組織体制の見直しにより、令和7年4月1日付をもって北海道農業共済組合みなみ西部センター後志支所となることに伴

い、関係機関、団体の名称を変更する条例案をご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例案。

余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年4月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例。

余市町農業振興協議会条例（昭和60年余市町条例第9号）の一部を改正する。

別表中「北海道農業共済組合みなみ統括センター後志支所」を「北海道農業共済組合みなみ西部センター後志支所」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、推薦第1号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。藤野議員、山本議員、以上のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、藤野議員、山本議員、以上の議員を推薦することに決定いたしました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和7年余市町議会第3回臨時会

を閉会いたします。

閉 会 午前11時06分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 1 2 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 5 番 内 海 富 美 子

余市町議会議員 6 番 庄 巖 龍

余市町議会議員 7 番 中 井 寿 夫